

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてに願います。

2013年4月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成22・23・24年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達 の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職

を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご留意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）既に登録制度は廃止いたしました。当機構にて行ってあります契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそるわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規引航空運賃の利用について / 通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 2 国名：ベトナム 担当：東南アジア・大洋州部
案件名：ホアラック・ハイテクパーク産学官連携・イノベーション創出支援【有償勘定技術支援】（産学官連携）

1 今回契約予定のコンサルタント
産学官連携 2号

2 契約予定期間： 全体 2013年5月中旬から2013年11月中旬まで
業務予定期間（日数）準備期間 第一次派遣 国内作業 第二次派遣 整理期間 M/M
産学官連携 1 2 5 8 5 5 1 . 5 8
（国内：1 . 2 5 M/M、現地：0 . 3 3 M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：4月24日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針	
ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2
(2) 業務従事者の経験能力等	
ア 担当事項：産学官連携	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(イ) その他 学位、資格等	16
	(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：ベトナム/全世界

類似業務：産学官連携及びイノベーション創出にかかる各種業務

6 条件

補強は認めない。

7 業務の背景と目的

ベトナム国（以下「ベ」国）は、1986年のドイモイ（刷新）政策導入以来、市場経済への移行とともに国際経済との統合を積極的に推進し、2010年に中所得国入り（一人当たりGDPが1,168ドルに到達）したが、引き続き全体目標を2020年までの工業国化と位置づけ、科学技術の向上、生産性向上を目標達成のための重要課題の一つとして位置づけている。

国際的にも国際競争力・生産性向上の原動力となる科学技術を重要視する国が増えており、競争優位性を持つ分野の科学技術振興を官民が一体となって行う動きが見られる。「ベ」国においても、特定分野の技術革新、競争力強化を狙いとして、新技術の開発・応用・実用化に向けた産業界・研究機関・教育機関・行政機関間の連携を促進すべく、科学・産業技術集積拠点を整備していくことが今後の課題となっている。

現在、「ベ」国南部のホーチミン市周辺では、ハイテク産業の集積拠点が複数整備されつつあるが、工業団地としての要素が強く、技術革新や国際競争力強化に資するような国レベルの研究開発や人材育成を行う環境は十分に整っていない。

そのような中、ハノイ市内中心部から30kmほど西に位置するホアラック・ハイテクパーク（Hoa Lac Hi-tech Park：以下「HHTP」）は、国レベルの重要な事業として位置づけられており、2006年にズン首相が訪日した際にも、我が国政府に対して支援要請があった3案件の1つとして日越共同声明「アジアの平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップ」の中で言及されている。これを受けて、JICAは「ホアラック科学技術都市振興事業」（2012年3月30日L/A調印）により、「HHTP」の基礎インフラ（道路、上水、下水、電力等）の整備を支援している。またHHTP内には、ハイテク工業団地だけでなく、ハノイ科学技術大学、FPT大学、ベトナム科学技術アカデミー等の研究開発・教育訓練施設の建設が着工されており、国を代表する科学技術の一大拠点都市として、産学官連携の実現が期待されている。

このような状況の中、科学技術省（Ministry of Science and Technology：以下「MOST」）及びホアラク・ハイテクパーク管理委員会（Hoa Lac Hi-tech Park Management Board：以下「HHTP-MB」）は、2012年2月に、HHTPが同国初の科学技術拠点として、特に研究開発地区の開発については、質の高い投資を誘致すべく、投資優先分野や選定基準を検討すべきとの首相通知文書による指示を受けている。これを受け、HHTP-MBでは、これまで計画策定から円借款によるインフラ整備等の一連の支援を受けている日本に対して、研究開発地区の誘致戦略やそれを踏まえた産官学連携、イノベーション創出の実現に向けた取り組みにかかる技術支援を要請している。

本業務ではHHTPがベトナムにおける科学技術拠点となることを視野に入れ、将来的な産官学連携の構築やイノベーションの創出に向けた助言を行うことを目的に派遣される。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、日本国内及び海外における産官学連携及びイノベーション創出の事例を整理・分析した上で、HHTPにおける将来的な産官学連携の構築及びイノベーションの創出に向けて、HHTP-MBの課題分析及びブランディング戦略の主体的な検討を促進し、アクションプランを策定する。なお、別途研究開発地区の誘致戦略の策定についてもJICAによる技術支援が実施される予定であることから、必要に応じて連携を取りながら業務を行うこと。
[産官学連携]

(1) 国内準備期間（2013年5月中旬～5月下旬）

ア HHTPに関連する過去の報告書等を確認するとともに本部担当部から聞き取りを行い、事業の現状を把握する。

イ 日本国内及び海外における産官学連携及びイノベーション創出の事例を整理・分析する。必要に応じて、国内関係機関からの聞き取りを行い、その結果を業務計画書・プレゼン資料等に取りまとめる。

ウ 本部担当部と全体業務にかかる打ち合わせを行い、現地業務の具体的内容を決定する。

(2) 第一次派遣期間（2013年5月下旬～7月中旬のうち5日間）

ア 業務計画書をHHTP-MB関係者及びJICAベトナム事務所関係者に説明し、了解を得る。

イ HHTP-MB関係者に対して、海外及び日本国内の産官学連携及びイノベーション創出の事例（特徴や成果、課題等）を紹介する。

ウ HHTP-MB関係者とワークショップ形式でHHTPのSWOT分析等を行ない、HHTPにおける産官学連携やイノベーション創出に向けた方向性を検討する。

エ 現地業務の結果についてJICAベトナム事務所に報告する。

(3) 国内作業期間（2013年7月下旬～2013年8月下旬のうち8日間）

ア JICA本部担当部と次回現地業務に向けた打ち合わせを行う。

イ 業務計画書の修正及び次回現地業務において使用するプレゼン資料等を作成する。

(4) 第二次派遣期間（2013年9月上旬～9月下旬のうち5日間）

ア 業務計画書をHHTP-MB関係者及びJICAベトナム事務所関係者に説明し、了解を得る。

イ HHTP-MB関係者が検討している研究開発地区の誘致戦略の内容を踏まえ、戦略の実施を将来的な産官学連携やイノベーション創出につなげていくために今後どのような取り組みが必要か、という点につき、ワークショップ形式でベトナム側と意見交換を行い、ベトナム側のアクションプランの作成を支援する。アクションプランの検討にあたっては、必要な体制、施策を具体的に検討する。

ウ 上記アに並行し、今後必要となるJICAの支援内容（案）について検討する。

エ 現地業務の結果についてJICAベトナム事務所に報告する。

(5) 整理期間（2013年10月上旬～10月下旬のうち5日間）

ア 今後必要となるJICAの支援内容（案）についてJICA本部関係者に報告し、意見交換を行う。

イ 上記アを踏まえ、専門家業務完了報告書（和文）を本部担当部に提出する。

9 成果品等

(1) 業務計画書（全体及び各派遣時）

和文4部＋電子データ（JICA本部担当部（3部）、JICAベトナム事務所（1部））

英文10部＋電子データ（JICA本部担当部（1部）、JICAベトナム事務所（1部）、HHTP-MB（8部））

(2) 専門家業務完了報告書

和文3部＋電子データ（JICA本部担当部（3部））

英文3部＋電子データ（JICA本部担当部（3部））

体裁は簡易製本とする。

専門家業務完了報告書は以下の項目を含むものとする。

- ・二回の現地業務の結果概要と実施機関への提言
- ・今後期待されるJICAの支援内容にかかる提言
- ・現地のワークショップで活用した資料

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

航空便経路：ハノイ 成田

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。なお、本業務は別途HHTP-MBにて検討されている研究開発地区の誘致戦略の進捗に合わせて業務を行う必要があることから、実際の派遣日程については、JICA担当部と相談し、決定すること。

(3) 参考資料

【JICAホームページで以下を含む過去の「HHTP」関連調査の報告書の閲覧が可能】

- ・ホアラック・ハイテクパーク計画マスタープラン修正調査最終報告書 和文要約
 - ・ホアラック・ハイテクパーク計画フィージビリティスタディ修正調査最終報告書 和文要約
 - ・「ホアラックハイテクパーク・インフラ建設事業」案件実施支援調査(SAPI)
 - ・ベトナム国 工業団地周辺の居住環境整備調査最終調査報告書
- 【経済産業省のホームページで「HHTP」の中小企業誘致にかかる報告書の閲覧が可能】
- ・ホアラック・ハイテクパークにおける中小企業エリア設置に関する調査

(http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2010fy01/0022040.pdf)

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

特になし